物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の2の規定により、上記のとおり申し出ます。

年　月　日

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞
住　所

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環　境　大　臣

連絡担当者：部署
氏名
住所　〒
電話　（　）

第二条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第五条の二第一項」を「第七条第一項」に改める。

第三条の表一の項中「第二条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同表二の項中「第二条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第四条第二項第二号中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改める。

第四条の三中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四条の四中「第四条の二第四項」を「第五条第四項」に改める。

第四条の五中「第四条の二第七項」を「第五条第七項」に改める。

第四条の六第一項中「第四条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

様式第一備考5中「第4条の2第1項」を「第5条第1項」に改める。

様式第一の二中「第5条の2第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式備考4中「第5条の2第2項」を「第7条第2項」に改める。

様式第八中「第2条第1項第1号」を「第3条第1項第2号」に改め、表4の項中「第2条第1項第2号」を「第3条第1項第3号」に改める。

様式第十一中「第4条の2第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式備考3中「第4条の2第1項各号」を「第5条第1項各号」に改める。

様式第十二中「第4条の2第4項」を「第5条第4項」に改める。

様式第十三中「第4条の2第7項」を「第5条第7項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令及び第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令及び第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　第三種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（平成十五年経済産業省・環境省令第十号）

二　第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令（平成十六年経済産業省・環境省令第六号）

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四〇―三六

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百十九以上百分の百九十以下」を「百分の百十三以上百分の百八十以下」に改め、同号ロ中「百分の百五・五以上百分の百十九未満」を「百分の百以上百分の百十三未満」に改め、同号ハ中「百分の九十二」を「百分の八十七」に改め、同号ニ中「百分の九十二未満」を「百分の八十七未満」に改め、同項第二号イ中「百分の百五十以上百分の二百二十一以下」を「百分の百四十一以上百分の二百八以下」に改め、同号ロ中「百分の百十六以上百分の百五十未満」を「百分の百九以上百分の百四十一未満」に改め、同号ハ中「百分の八十二」を「百分の七十七」に改め、同号ニ中「百分の八十二未満」を「百分の七十七未満」に改め、同項第三号イ中「百分の九十二以上百分の百七十以下」を「百分の八十六・五以上百分の百六十以下」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同号ハ中「百分の八十未満」を「百分の七十五未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十超（特定管理職員にあつては、百分の五十超）」を削り、同号ロ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては」を削り、同号ハ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十未満（特定管理職員にあつては、百分の五十未満）」を削り、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十三・五以上（特定管理職員にあつては、百分の五十八以上）」を削り、同号ロ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の三十七（特定管理職員にあつては、百分の四十五）」を削り、同号ハ中「六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の三十七未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五未満）」を削り、同項第三号イ中「百分の四十五超」を「六月に支給する場合においては百分の四十超（事務次官等にあつては、百分の四十）、十二月に支給する場合においては百分の四十五超」に改め、同号ロ中「百分の四十五」を「六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五」に改め、同号ハ中「百分の四十五未満」を「六月に支給する場合においては百分の四十未満、十二月に支給する場合においては百分の四十五未満」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。